

令和7年 3月19日

資料提供先：倉吉記者クラブ

天神川初!

天神川の刈草を無償配布します!

～堆肥・敷ワラ・家畜の飼料に活用いただけます～

新たな取り組みとして、天神川の堤防で発生した刈草を地域のみなさまへ無償で提供する取り組みを実施することとしました。

- 申し込み期間：令和7年3月19日（水）～11月28日（金）
- 刈草提供期間：令和7年5月19日（月）～11月28日（金）
- 刈草提供場所：倉吉市 ^{ひがしいわきちょう}東巖城町



※不明な点がありましたら問い合わせ先に連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局

倉吉河川国道事務所 電話 (0858) 26-6237 (河川管理課直通)

副所長(河川) 稲田 一敏 (いなた かずとし)

【担当】 河川管理課長 松尾 至哲 (まつお してつ)



■無償配布の取り組みについて

国土交通省倉吉河川国道事務所では、堤防の保全や異常を正確に把握するために、天神川の堤防除草を行っています。堤防で発生した刈草は運搬・処分といった作業が必要となります。そこで、除草作業のコスト低減と資源の有効活用を目的として、地域のみなさまへ無償で提供する取り組みを実施いたします。刈草は、家畜飼料、堆肥、土壌の乾燥や雑草の繁茂を防ぐマルチ材などにご活用いただけます。

■申請から刈草引き取りまでの方法

①「刈草引き取り申請書」の入手

ホームページまたは倉吉河川国道事務所河川管理課へ来所し入手してください。

②「刈草引き取り申請書」の提出

申請書に記載しているメールアドレスに送付、または倉吉河川国道事務所河川管理課へ来所し提出してください。

③ 刈草の引き取り

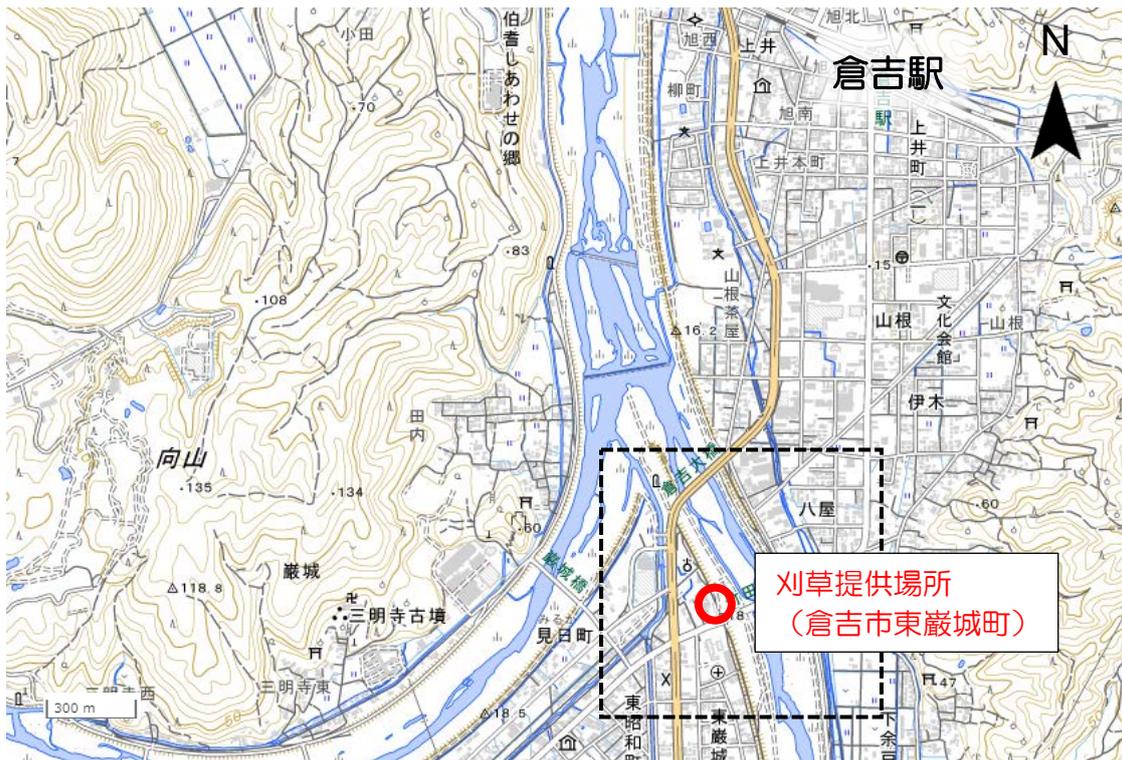
下記どちらかの受付確認が終わりましたら刈草の引き取りができますので、申請書の注意事項を確認のうえ刈草提供場所の仮設倉庫より引き取りください。なお、仮設倉庫に職員は配置致しません。申請者ご自身で刈草の積み込みを行っていただきます。

- ・メール提出の場合：メール返信による受付確認
- ・来所し提出の場合：職員による受付確認

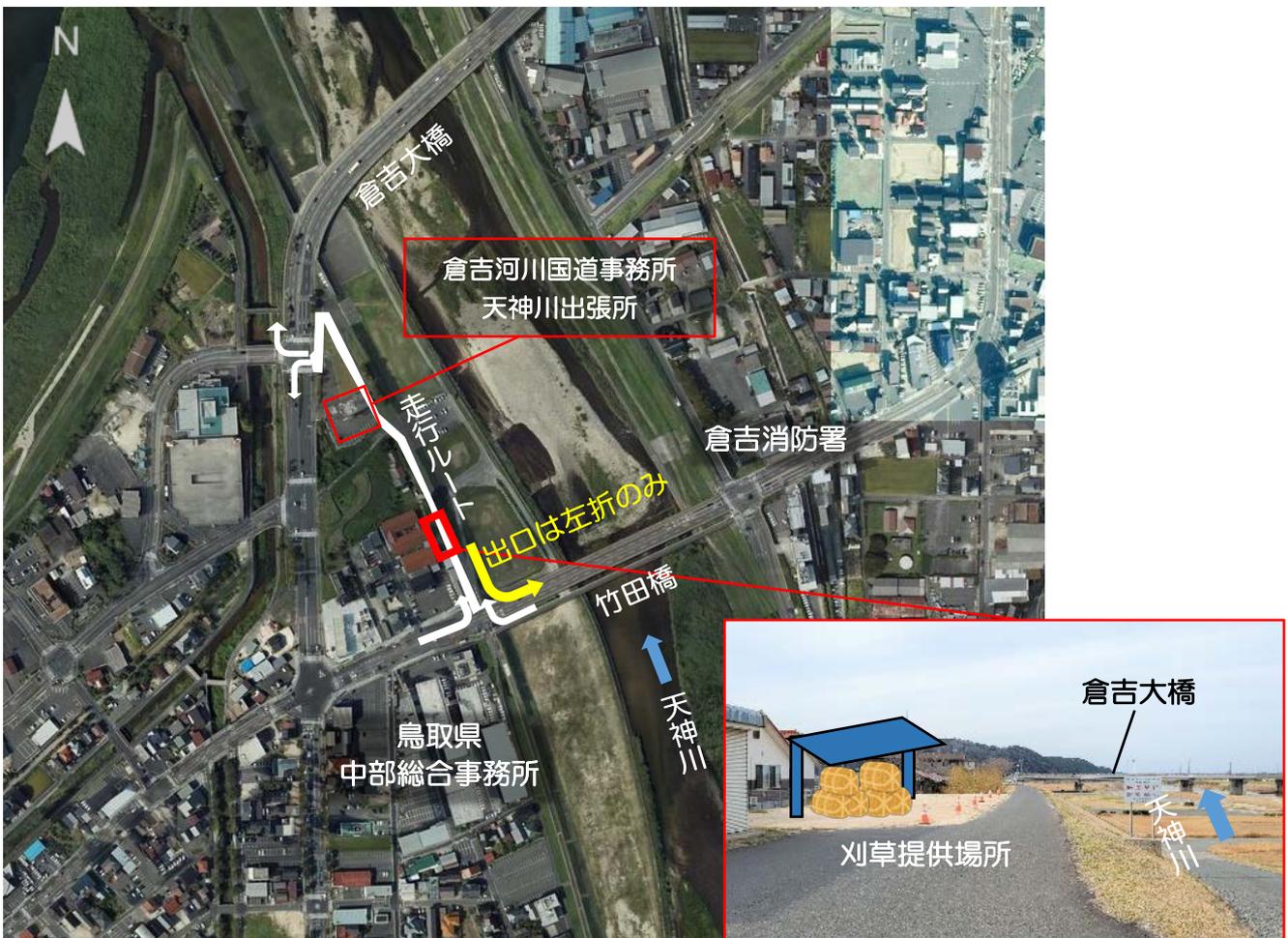
④ その他

- ・刈草はロール形状です。
(1ロール：直径 0.5m×長さ 0.7m 程度、重さ 10kg 程度)
- ・1個から申請可能で、個数制限はありません。
- ・複数回引き取りされる方は、可能な限りまとめて申請をお願いします。

■刈草の提供場所



(拡大版)



刈草引き取り申請書

申請日 令和7年 月 日

国土交通省 倉吉河川国道事務所
河川管理課長 殿

申請者氏名 _____

天神川水系の維持管理等で発生した刈草については、下記の5. 引き取り条件に同意し、当方で引き取りたく申請します。

1. 引き取り予定年月日 令和7年 月ごろ～令和7年 月ごろ
2. 引き取り数量（目安） ロール 個 （軽トラック1台あたり約15個）
（2トントラック1台あたり約40個）
3. 刈草の使用用途 堆肥・敷ワラ・家畜の飼料・その他（ ）
4. 申請者の連絡先 住所：
電話：

5. 引き取り条件

- ① 積み込み・運搬は申請者にて行って下さい。
- ② 刈草運搬時には必ず交通ルールを守って下さい。
- ③ 刈草は必ず申請者が利用し、転売・営利目的に使用しないで下さい。
- ④ 引き取り後の刈草は申請者の責任より適切に管理してください。
- ⑤ 複数回引き取りされる方は、可能な限りまとめて申請をお願いします。
- ⑥ 積み込み・運搬時並びに提供後の刈草使用において発生した事故等に関して国土交通省に対して一切の責任を求めないことを誓約します。

6. 個人情報の保護

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のために必要とするものであり、取り扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

7. 申請及び問い合わせ先

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町1-18

国土交通省 倉吉河川国道事務所 河川管理課

受付時間：9：00～17：00 土日・祝日を除く。

電話：0858-26-6237

メール：kasen-kurayoshipc@cgr.mlit.go.jp

刈草引き取り申請書

申請日 令和7年〇〇月〇〇日

(倉吉河川国道事務所へ提出する
日付を記入してください)国土交通省 倉吉河川国道事務所
河川管理課長 殿

申請者氏名 〇〇 〇〇

天神川水系の維持管理等で発生した刈草については、下記の5. 引き取り条件に同意し、当方で引き取りたく申請します。

1. 引き取り予定年月日 令和7年 5月ごろ～令和7年11月ごろ
2. 引き取り数量(目安) ロール 1,000個 (軽トラック1台あたり約15個)
(2トントラック1台あたり約40個)
3. 刈草の使用用途 堆肥・敷ワラ・家畜の飼料・その他()
4. 申請者の連絡先 住所: 〒000-0000 鳥取県〇〇市〇〇町〇〇-〇
電話: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
(電話番号は、自宅もしくは携帯電話の番号を記入ください)
5. 引き取り条件
 - ① 積み込み・運搬は申請者にて行って下さい。
 - ② 刈草運搬時には必ず交通ルールを守って下さい。
 - ③ 刈草は必ず申請者が利用し、転売・営利目的に使用しないで下さい。
 - ④ 引き取り後の刈草は申請者の責任より適切に管理して下さい。
 - ⑤ 複数回引き取りされる方は、可能な限りまとめて申請をお願いします。
 - ⑥ 積み込み・運搬時並びに提供後の刈草使用において発生した事故等に関して国土交通省に対して一切の責任を求めないことを誓約します。

6. 個人情報の保護

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のために必要とするものであり、取り扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

7. 申請及び問い合わせ先

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町1-18

国土交通省 倉吉河川国道事務所 河川管理課

受付時間: 9:00~17:00 土日・祝日を除く。

電話: 0858-26-6237

メール: kasen-kurayoshipc@cgr.mlit.go.jp